

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	福祉医療費受給券の更新		
根拠法令名	大津市医療費助成条例施行規則 (昭和49年規則第2号)		(条項) 第5条第1項及び第2項
基準法令名	大津市医療費助成条例 (昭和48年条例第6号)		(条項) 第2条及び第2条の2
所管部署	健康福祉部 保険年金課 医療助成係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	- 日
【審査基準】	・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
<p>受給券の更新に係る審査基準は、大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第2号）第5条第1項の規定に基づく申請を行った者若しくは、第5条第2項に該当する者が当該申請の時点において大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）第2条及び第2条の2に規定する対象者の要件に該当していることを基準とする。</p>			

**【根拠法令】**

大津市医療費助成条例施行規則

(受給券の更新)

第5条 受給券の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年6月1日から同年7月15日までの間に医療費受給券更新申請書（様式第2号の5）を市長に提出し、受給券の更新を受けることができる。ただし、児童等に係る受給券は、この限りでない。

2 市長は、受給者又はその保護者の同意に基づき、公簿等により受給者が受給資格の要件を満たすことを確認できるときは、前項に定める更新の申請があったものとみなすことができる。

**【基準法令】**

大津市医療費助成条例第2条及び第2条の2

略（福祉医療費受給券の交付に係る審査基準整理票を参照）

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。